

議案第 76 号

平成 27 年 7 月 2 日提出

松山市長 野志克仁

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
片本 悅央	松山市祝谷二丁目

(提案理由)

固定資産評価員森真正彦氏から、平成 27 年 7 月 2 日付けをもって辞任したい旨申し出があったので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考)

地方税法（抄）

(固定資産評価員の設置)

第 404 条

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

議案第 77 号

平成 27 年 7 月 2 日提出

松山市長 野志克仁

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏名	住所
佐伯 美智子	松山市御幸一丁目

(提案理由)

人権擁護委員のうち、佐伯美智子氏は、平成 27 年 9 月 30 日に任期満了となるものであり、その後任候補者の推薦について議会の意見を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

人権擁護委員法（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

議案第78号

平成27年7月2日提出

松山市長 野志克仁

監査委員の選任に関し同意を求めるについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
吉富 健一	松山市中村四丁目
若江 進	松山市三津三丁目

(提案理由)

議員のうちから選任された監査委員丹生谷利和氏及び森岡功氏は、平成27年6月30日に辞職したので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考)

地方自治法(抄)

(監査委員の選任及び兼職禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするものとする。